

「改革開放」初期の内モンゴルの 牧畜業地域社会の実態の検討

仁 欽

はじめに

中国においては、中国共産党11期3中全会後の「改革開放」政策のもとで、1950年代に推進された社会主義的集団化は相次いで大転換を迫られた。内モンゴルの牧畜業における人民公社の解体も、当然、中国のこの大きな歴史的転換の一部である。内モンゴルの牧畜業地域における人民公社化は、中国の他の農業地域と同様に1958年から推進され、1961年に完了した。そしてこの体制は、1983年の「家畜と放牧地の請負制」（「草畜双承包」制度、経営者である牧民が牧畜経営と放牧地管理の自主権をもつこと）の実施により終焉を迎え、20年余りも続けられた牧畜業人民公社が解体され、人民公社がソム（一般漢人地域の郷に相当する行政単位）、生産大隊がガチャー（一般漢人地域の生産大隊に相当する行政単位）と改称され、1983～1984年の間に内モンゴルの牧畜業地域に431のソム政府が設立された。

「改革開放」後の中国の農業人民公社の解体に関しては、日本を含む中国内外における研究はかなり進められ、優れた研究成果も数多く出されている。例えば、日本においては、小林弘二（1997）は、農業人民公社の解体と農村の再編の経緯、政策展開、改革の問題点などについて詳細に論じている代表的なものである。そのほか、生産請負制のもとでの農業経営の変化に関する朱雁・伊藤忠雄（1993）、農業改革と地域社会に関する佐々木隆（1991）、生産請負制のもとでの農業生産の実態の調査に関する春原亘（1988）、農業生産の請負制に関する久野重明（1986）などが挙げられる。中国国内においては、農村人民公社化の失敗に関する羅必良（1999）、陳緒林（2004）、凌志軍（1995）などの研究や、農村人民公社の経験や反省に関する蔣励（2002）、途文涛（2001）、張楽天（1996）などのものがある。このように、中国の農業人民公社一般については、これまで、日本を含む

中国内外の研究者によってさまざまな視点からの研究がなされ、数多くの知見が得られている。これらの研究は、人民公社化の歴史を探るうえで非常に重要な意味をもつ。しかし、これらの研究が対象としているのは一般の農業人民公社であり、非漢民族の従事する牧畜業における人民公社化についてはほとんど言及していない。

「改革開放」後の内モンゴルの牧畜業における請負制に関しては、阿部治平（1984）が内モンゴルの牧畜業における新「スルク」制の背景や問題点について考察している。敖登托娅・烏斯（2004）は内モンゴルの草原所有制と生態環境の建設の問題について、李宗海（1984）は経営各戸請負制（「包幹到戸」請負制）についてそれぞれ考察している。盖志毅ほか（2008）は「改革開放」以降の内モンゴルの牧畜業における政策の変遷を概観している。そのほか、内モンゴルの牧畜業地域における改革に関する調査報告である艾雲航（1995）、ホルチン右翼前旗オランモードにおける請負制に関する調査報告である劉景毓ほか（1985）、フルンボイル盟新バルガ左旗における請負制に関する調査報告である雲龍・孫秀民（1984）などが挙げられる。そのほか、郝維民（1991）、王鐸（1998）、林蔚然・鄭広智（1990）、浩帆（1987）、内モンゴル自治区畜牧業庁修志編史委員会（2000）では、内モンゴル現代史、経済史、革命史などの方面から、内モンゴルの牧畜業における請負制と人民公社の解体について述べられてはいるが、ごく一般的ないし概説的な記述である。しかも、「改革開放」後の「家畜と放牧地の請負制」などの実施は、「内モンゴルの牧畜業生産力の発展に適応した良い経営方式であり、牧畜業地域の変革を促進した」、「内モンゴルの牧畜業生産の第二の黄金時期が迎えられた」といった肯定的、積極的な評価だけにとどまっており、その実態はどうだったのか不明確であり、さらにそのプロセスにおいて生じた問題を回避する評価になっている。また、仁欽の中華人民共和国下の内モンゴルの牧畜業に関する一連の研究⁽¹⁾において

(1) 仁欽（2008a）は内モンゴルの牧畜業における社会主義的改造の背景、進展特徴とその過程において生じた問題及びその影響について検討している。同（2008b）は内モンゴルの牧畜業における「三面紅旗」政策に関する考察を行っている。同（2010）は内モンゴルの牧畜業地域における人民公社化政策の分析を行っている。同（2014）はフルンボイル盟牧畜業地域における「四清運動」に関する考察している。同（2015、2016）は、内モンゴルの牧畜業地域における民主改革とその背景について検討している。同（2017a、2017b、2017c）は「文化大

も、「改革開放」後の内モンゴルの牧畜業地域社会の実態について検討されていない。

内モンゴルの牧畜業における「改革開放」どのような背景のもとで実施されたのか、その実施により牧畜業生産と牧民生活の実態はどのように変化したのか、さらにその実施の過程においてどのような問題が生じたのか、これらについての回答は従来の研究からは得られていない。本稿では、主に従来の研究者によって使用されたことのない、烏蘭毛都公社管委會「關於畜群大包幹責任制暫定弁法」（1982年9月30日）科右前旗檔案館69-1-9、旗・社兩級調查組「烏蘭毛都公社牧業生産責任制的調查報告」（1982年9月11日）科右前旗檔案館67-1-134などの文書史料と調査資料集『内蒙古自治区農村牧区社会經濟典型調查材料彙編〈内部材料〉』⁽²⁾を駆使し、「改革開放」ごの牧畜業全面請負制、「放牧地と家畜の請負制」に焦点をあてて、ソム、ガチャー、バグ（自然村）を実例としてこれらの問題を明らかにしたい。

一 「改革開放」までの内モンゴルの牧畜業経営の変遷プロセス

内モンゴルの牧畜業における「改革開放」を検討するために、内モンゴル自治政府樹立⁽³⁾からそれまで社会変動の中での内モンゴルの牧畜業経営の変遷プロセスを概観しておきたい。

1947～1952年の間、内モンゴル自治政府と内モンゴル中国共産党工作委

革命」期間の内モンゴルの牧畜生産の実態、「文化大革命」終結後の内モンゴルの民族活動と牧畜業地域における「撥乱反正」に関する検討を行っている。なお、仁欽とリンチンは同一人物であるため仁欽に統一、2010まではリンチンとして発表。

(2) 内モンゴル党委政策研究室により編集印刷された『内蒙古自治区農村牧区社会經濟典型調查材料彙編〈内部材料〉』（上冊、下冊）は、1984年冬から1985年春までの期間において、内モンゴル自治区党委政策研究室と盟市、旗県及び関係する部門の650人が内モンゴルの8の盟、2の市、2の旗（1の牧畜業旗、1の農業旗）、5のソム・郷（3の牧畜業ソム、2の農業郷）、6のバグ・村（4の牧畜業バグ、2の農業村）と314戸の農民牧民を対象にした調査資料集であり、49の調査報告、972の調査表が収録されたものである。同時に、当該資料集は、中国共産党11期3中全会以降の農村牧畜業地域における路線、政策、方針の実施のプロセスとその結果を反映したものである。

(3) 1947年5月1日にオラーンホト（王爺廟）に樹立された内モンゴル自治政府は、1949年12日に内モンゴル自治区政府と改称された。

員会⁽⁴⁾は、その管轄地域であるフルンボイル盟、シリンゴル盟、チャハル盟の全域または大部分の地域および興安盟、納文幕仁盟、ジョーオダ盟、ジリム盟の一部の牧畜業地域において、封建的特権を廃止する民主改革がおこなわれた。これらの牧畜業地域における民主改革においては、「牧場主の家畜分配をせず、牧場主に対し階級区分をせず、階級闘争をせず、牧場主と牧畜労働者の両方の利益になる」政策が実施された。この政策は、同時期の農業地域で土地改革を中心とする民主改革がおこなわれた時期における、内モンゴル牧畜業地域での基本的政策であった。当時、一般農業地域の土地改革においては、地主・富農・中農・貧農・雇農という階級区分を行ったうえで耕地分配がおこなわれたことを考慮すると、これは穏歩前進的な政策、措置であった⁽⁵⁾。

続いて、1953～1958年の間の内モンゴルの牧畜業における社会主義的改造において、引き続き「牧場主の家畜分配をせず、牧場主に対し階級区分をせず、階級闘争をせず、牧場主と牧畜労働者の両方の利益になる」政策が実施された。

これらの政策や原則もとで、内モンゴルの牧畜業地域における民主改革と社会主義的改造が実現された。その過程において、様々な問題が生じたが⁽⁶⁾、内モンゴル牧畜業生産は一定の前進を見せた⁽⁷⁾。しかし、1958年から実施された内モンゴルにおける「大躍進」運動では、農業地域であるか牧畜業地域であるかを問わずに「農業を基礎にする」という方針と「牧畜業地域で農業をおおいにいとむ」というスローガンが打ち出され、農業地域と牧畜業地域を区別することなく、土地が農業に適するかどうかも問わ

(4) 内モンゴル中国共産党工作委員会は、1947年7月に設立され、その後1949年12月に中共中央内モンゴル分局と改名され、1955年6月に中国共産党内モンゴル自治区委員会と改名されて、現在に至る。

(5) 詳しくは、仁欽「フルンボイル盟牧畜業地域における民主改革に関する一考察」『愛知大学国際問題研究所紀要』第145号、2015年、117-142頁と同『「三不兩利」政策の歴史的背景の検討』『中国研究論叢』第16号、2016年、23-40頁を参照。

(6) 例えば、内モンゴルに牧畜業における社会主義的改造において、大量の家畜が屠殺されたり、売り出されたりした結果、社会主義的改造の期間中、家畜総数の増加率が低くなり、総頭数の減少という現象さえおこった。詳しくは、仁欽「内モンゴルの牧畜業の社会主義的改造の再検討」『アジア経済』第49巻第12号、2008年、2-23頁を参照。

(7) 1947～1957年の10年間で、内モンゴルの家畜頭数は毎年平均で11%増加した（扎那「建設繁栄昌盛の内蒙古、大力發展牧畜業生産」中国共産党中央委員会『紅旗』1984年第18期、11頁）。

れることなく一律に土地の開墾がおこなわれたのである。開墾された土地の規模は中華人民共和国建国からそれまでの期間で最大であった。ところが、穀物増産という目的とは正反対に穀物の生産量が減少の一途をたどる結果になった。さらに、開墾してはならない草原までが開墾され、生態系が甚だしく破壊されたため、草原の砂地化が生じ、放牧に利用できる草原の面積が縮小していった。生産手段である放牧地が失われていったことにより、牧畜業生産は日増しに衰退した⁽⁸⁾。

その後の1960年代初期の国民経済調整期の諸調整政策をへて、「牧畜業を中心に」の方針が執行され、「家畜の増産を第一にする」といったスローガンのもとで、内モンゴルの牧畜業生産は漸次復興し、回復を遂げた⁽⁹⁾。そのため、1960～63年には上海・江蘇・浙江・安徽などの地域の孤児3000人を受け入れることが可能であった⁽¹⁰⁾。

しかし、現代中国の「極左」路線の頂点となる「文化大革命」において、内モンゴルのモンゴル人はもっとも甚大な被害をこうむった⁽¹¹⁾。モンゴル人の伝統的な産業である牧畜業は大きな被害や影響を受けた。オランフーの指導のもとでの数多くの適正であった牧畜業に関する方針、政策などは「修正主義」とみなされ、批判されたことにより、内モンゴルの牧畜

(8) 詳しくは、仁欽「内モンゴルの牧畜業における『三面校旗』政策に関する考察」『中国研究月報』第62巻第2号、2008年、20-39頁と同『大躍進』期の内モンゴルにおける放牧地開墾・人口問題』『現代中国研究』第25号、2009年、93-108頁を参照。

(9) 中共内蒙古自治区党委党史研究室編『六十年代国民経済調整（内蒙古巻）』中共党史出版社、2001年、76-85頁を参照。

(10) オランフーの指導のもとで、胡尔欽（内モンゴル自治区衛生庁長）・白雲（内モンゴル自治区民政庁長）・朱明輝（内モンゴル自治区衛生庁副長）らをリーダーとして、自治区の民政庁・衛生庁の10名の幹部から構成された孤児受け入れ担当の専門機構が設置された。この機構のもとで、孤児を受け入れる具体的な活動が始まり、各盟・市にも同様に専門機構が設置された。1960～63年に上海・江蘇・浙江・安徽などの地域の孤児3000人（生後数ヶ月～7歳）を内モンゴルの各地域に受け入れた。そのうち、上海の孤児は約1800名、ほかの都市の孤児が約1200名であった（郝玉峰「烏蘭夫与三千孤児」内蒙古烏蘭夫研究会『烏蘭夫与三千孤児』中共党史出版社、1997年1-5頁。朱明輝「三千孤児落戸草原的回忆」同6-14頁。武辺「錫林郭勒盟接收安置南方孤児調査」同156-159頁）。

(11) 「文化大革命」の期間に内モンゴルで発生したいわゆる「オランフー反党集団」・「内モンゴル二月逆流」・「新内モンゴル人民革命党」という三大冤罪事件およびそれと関連する4800あまりの冤罪事件での被害者の数は68万3747人（自治区総人口の5.3%）に達したが、そのうち、モンゴル人被害者の数は21万1809人で、モンゴル人人口の12%に相当する。被害者のうち2万7994人は死亡し、12万4719人は障害者になった（王鐸『五十年秋：我做民族工作的經歷』内蒙古人民出版社、1992年、544頁）。

業生産は麻痺・混乱の状態に陥って、全体的にも停滞ないし後退した⁽¹²⁾。

「文化大革命」終結後の内モンゴルでは、中国の他の地域と同様に1976年10月から1982年9月までの6年間において、政治、経済、思想の各方面で「**撥乱反正**」が進められた。例えば、政治面、組織面においては、「烏蘭夫反党叛国集団」・「内モンゴルの二月逆流」・「新内人党」などの冤罪事件に関する名誉回復がおこなわれた⁽¹³⁾。

内モンゴルの牧畜業における「**撥乱反正**」においては、「牧畜業を主な産業として、牧畜業生産を中心に多種の経済を発展させる」方針、「開墾禁止、放牧地保護」の政策と「内モンゴル自治区草原管理条例」(1973年公布)などが実行されるようになった。そのため、牧畜生産の経営管理が改善され、牧畜業生産の秩序も回復がなされ、牧民の牧畜業生産発展に対する積極性が発揮されたことにより、内モンゴルの牧畜業は復興され発展した。

二 「改革開放」後の内モンゴルの牧畜業における請負制度の導入とその問題点

(一) 内モンゴルの牧畜業における「兩定一獎」制度の復興

「文化大革命」終結後の1977年2月28日、「牧畜業地域人民公社基本採算単位の家畜群生産組に対して生産量及び労働力を決定し、卓越した生産者に対し奨励をおこなう制度」(「牧区人民公社基本核算單位对畜群生産組实行定産、定工、超産奨励制度」、以下「兩定一獎」と略する)が、内モンゴル革命委員会により公布された。これは、1963年12月19日、内モンゴル党委により公布された同制度の試行方法に修正を加えたものである。

「兩定一獎」では、(1) 家畜群生産組の組織とその規模について、基本採算単位は、水草条件、労働力の多少、居住などの状況にもとづき、地域の諸状況に適した家畜生産組を組織する。家畜生産組は、一般的に3~4つの家畜群、3~5戸の牧民、7~8人の労働力により構成される(第三条)。(2)

(12) 詳しくは、仁欽『『文化大革命』における内モンゴルの牧畜業の実態の検討』『日本とモンゴル』第51巻第2号、2017年、130-145頁を参照。

(13) 詳しくは、仁欽「内モンゴルの民族活動における『**撥乱反正**』の検討」『国際問題研究所紀要』第149号、2017年、123-158頁を参照。

基本採算単位は、家畜群生産組に対し労働力、家畜群、放牧地、設備、器具、役畜の「6つの固定」（「六固定」）を実施する。生産組は、基本採算単位による統一された生産計画・労働力の調整・家畜群の調整・水草地及び生産器具の調整・基本建設・畜産品の処理・分配の「8つの統一」（「八統一」）の原則に従う（第四条）。(3)「生産量及び労働力を決め、卓越した生産を達成した者に対し奨励をおこなう」制度における生産量の主要項目は、a) 保育率——7月1日までの新生子畜総数をもとにした、年度内の子畜飼育の成活率、b) 繁殖率——生育適齢のメスの家畜の頭数をもとに、確定できる繁殖した子畜数、c) 羊毛、牛乳、乳製品などの畜産品の産量である（第六条）。(4) 労働力の決定は、労働定額（労働による収益額）によって決められる。労働定額は基本採算単位により統一的に定められ、また各種の労働定額は中等労働力の労働能力で達成できる数量と質を基準にする。各種労働の技術の高低、労働量の多寡と生産における重要性によって分業し、それぞれの労働定額は放牧労働者を基準にする（第十一条）。(5) 賞罰にあたっては、規定水準以上に生産された家畜と畜産品は基本採算単位によって所有され、卓越した量の生産者は奨励し、減産者は処罰される（自然災害による減産を除く）（第十二条）などであった⁽¹⁴⁾。

中国共産党第11期3中全会後の1979年6月26日、内モンゴル自治区革命委員会より「牧畜業における『兩定一奨』制度を真剣に実施することに関する通知」が1979年第164号の公文書の形で発され、内モンゴルの牧畜業地域における「兩定一奨」制度が推進された⁽¹⁵⁾。

「兩定一奨」制度の実施上においても問題は少なくなかった。内モンゴルの牧畜業人民公社における分配上の平均主義の問題を例にすれば、一つは、統一採算単位内部の平均分配の問題である。牧畜業地域の食肉の分配は、一般的には統一採算単位内の人口に対し、低価格で平均的になされる。例えば、1980年において牧畜業地域の牧民に分配された食肉は、大型家畜は11.2万頭であり、平均価格は国家買取価格226.1元の70.7%であった。ま

(14)「牧区人民公社基本核算単位対畜群生産組実行定産、定工、超産奨励制度」（1977年2月28日）
内蒙古党委政策研究室、内蒙古自治区農業委員会編印『内蒙古畜牧業文献資料選編』第七卷、呼和浩特、1987年、317-320頁。

(15) 内蒙古自治区革命委員会弁公庁「關於認真總結、落實牧区“兩定一奨”制度的通知」（内革発【1979】164号）（1979年6月26日）。

た小型家畜は138.7万頭であり、平均価格は国家買取価格の20.3元の48.8%に過ぎなかった。合計価格差は3,162.2万元であり、当該年度の分配総額の24.2%を占めた⁽¹⁶⁾。その結果として、一戸あたりの労働力の多寡が考慮されず、同じように食肉を分配されることになった。もう一つは、地域的平均分配の問題である。人民公社化が実現された1959年の牧畜業地域の分配対象人口は36.8万人であり、集団に分配された収入は一人平均117.4元であった。その後、自治区内の農業地域と自治区以外の地域から大量の人口が内モンゴルの牧畜業地域へ流れ込み、1980年末には牧畜業地域人口は69.6万人に達した。従来の牧畜業地域の人口の増加率を2%と計算すれば、その増加人口は55.8万人であり、流れ込んだ人口は13.8万人で総人口の19.8%を占める計算となる。21年間で牧畜業地域の収入は1.62倍増加したが、一人当たりの平均的収入は156.4元に止まり、39.1元しか増加しなかった。流れ込んだ人口の増加により、従来の牧畜業地域の1980年における牧民の一人あたりの平均収入は38.8元減少した⁽¹⁷⁾。すなわち、流れ込んだ人口と従来の牧畜業地域の人口を区別せず一律に分配したことの結果であるといえる。

ホルチン右翼前旗のオランモド人民公社⁽¹⁸⁾ 実例にすれば、「兩定一獎」の責任制が実施された牧民戸数は2,099戸、人口は1万2585人、労働力人口は3156人に達し⁽¹⁹⁾、家畜群全体の50%を占める215の家畜群で「兩定一獎」制度は実施された⁽²⁰⁾。

「兩定一獎」制度が実施されたオランモド人民公社においては、次の

(16) 前掲『内蒙古畜牧業文献資料選編』第七卷、350頁。

(17) 同上、351頁。

(18) オランモド人民公社は、ホルチン右翼前旗の唯一のモンゴル人が集中的に居住する純粋の牧畜業地域であり、総面積は5522.13平方メートルに及び、モンゴル国との国境線が旗領域内に10キロメートルにわたって存在している。人民公社領域内には36の自然村（1983年、以下同）、20の生産大隊、1つの人民公社経営牧場があり、総戸数は2311戸、総人口は1万4804人で、そのうち労働力人口は3879人であった。また共有放牧地は730万ムー、耕地は3万347ムー、林業地は90万ムーであり、家畜総数は29万3151頭、そのうち自家所有家畜は4万1420頭であった〔科右前旗落實草原“三權”試点工作组「關於烏蘭毛都人民公社落實試点工作的總結報告」(1983年7月10日) 科右前旗檔案館67-1-146〕。

(19) 「烏蘭毛都人民公社生産隊生産責任制情況」(1980年) 科右前旗檔案館67-1-107。

(20) 旗・社兩級調查組「烏蘭毛都公社牧業生産責任制的調查報告」(1982年9月11日) 科右前旗檔案館67-1-134。

いくつかの問題が生じた。(1) 放牧地の建設、家畜の改良と家畜の疫病防止などの面に置ける指導が欠けていた。(2) 長距離遊牧の物資の供給が困難となった。(3) 一部の住民は指導者の指導に従わず、勝手に家畜を屠殺することや売出すことが発生した。(4) 家畜群組の規模が大きすぎたことにより、大平均主義（「大鍋飯」）から小平均主義（「小鍋飯」）変わることとなった。(5) 請負の指標値が高すぎたことにより、目標が達成できなくなった⁽²¹⁾。

そのため、オランモド人民公社を含む内モンゴルの牧畜業地域において、1981年から牧畜業全面請負制が導入されたのである。

（二）内モンゴルの牧畜業における全面請負制の実施

牧畜業生産の全面請負制とは、家畜群、放牧地などの生産手段の集団所有権は変わらず、労働力、人口、戸などに基づいて家畜株を平均的に分配し、従来の家畜群を解散せず、集団の家畜を志願的に組織された家畜群組に請け負わせて経営させる方式をいう。その際に、「三つの保証」（元本保持、価値の保持、純増保持）、「三つの固定」（家畜群の固定、放牧地の固定、畜舎の固定）が執行され、請け負う期間は三年であり、一年に一回の採算が行なわれる。請負者の労働点数は生産隊より集計せず、すべてのコストは生産隊からは投資せず、請負組が負担し、畜産品の収入は請負組によって所有される。牧畜業税と家畜、畜産品の買い上げ業務は、各々請負組により完了させる。役畜と羊の分娩補助用の用具以外の生産用具は価格を決めて請負組に請け負わせ、その用具の価格金は3～5年内に返還させる。役畜は価格を決めて請負組に使用させ、損失した場合に賠償させる。役畜が老弱の場合には交換可能であり、羊の分娩（「接羔場」）に対し適切な減価償却費を払わせる。家畜の防疫は、集団により統一的行なわれ、そのコストは請負者に負担させる⁽²²⁾。

全面請負制は、1981年10月からオランモド人民公社のアーリンイへ生産大隊とオランモド生産大隊において試験的に実施された。1982年9月、オランモド人民公社管理委員会による独自の「家畜群の全面請負制暫定

(21) 同上。

(22) 同上。

方法」が作成された。その主な内容を以下のようにまとめることができる。第一に、請負原則。①家畜群、放牧地、土地などの生産手段の所有権は集団に属し、売買、転売、貸出、廃止はいずれも禁止である。②組、牧民戸に請負わせる際に、従来の家畜群の規模と頭数を維持し、人口や労働力に平均的に分配してはならない。請負は、牧民大会において民主的議論を経て、生産大隊の批准を得てから達成できる。③請負組は、構成員の志願のもとで組として組織される。④家畜の売出し権利は、生産大隊や牧場にあり、生産大隊や牧場の許可なしで家畜を売出した場合、賠償させるかまた法的責任を追及する。

第二に、具体的な請負方法。(1) 組また牧民戸の請負は、一つの家畜群に限られ、家畜の増加率などの指標値が達成されたのちのすべての畜産品は請負者に帰し、超過した部分の家畜も請負者に帰する。同時に、すべてのコストは請負者が負担する。生産大隊や牧場からは、請負者に固定した家畜群、畜舎、放牧地などを提供し、一定の指標値を持った契約を結ぶ。一般的契約期間は3年であり、1年に1回の採算を行なって、人民公社管理委員会の批准をへて、次の年の契約を結ぶことになる。また、採算ののちの契約の際に、不合理的な指標値に対する調整も可能であった。(2) 小型家畜群の規模は700~800頭であり、定員労働力は4~5人である。牛群、馬群の場合は180頭まで、定員労働力は3~4人である。(3) 自食、損失、売出しの比率は、請負った家畜頭数をもとに、自食は7%、売出しは8%、損失は5%といった基本基準(羊群)にて契約書に書き込む。(4) 家畜の改良も生産大隊の統一的計画のもとで行なわれる。(5) 請負者は、一定の比率の増加家畜を生産大隊に上納する。その上納比率は、地元家畜群の場合4-7%であり、改良された家畜群の場合5-8%であった。(6) 生産大隊、牧場は、規定の比率の増加家畜を徴収するほか、衛生、教育などの公共事業のための公益金、管理費、草原建設費も徴収する。とくに草原建設費は集団所有の家畜であるか、自家所有家畜であるかを問わず、一律に家畜頭数に基づいて徴収する。

第三に、請負組の義務。(1) 増産の措置をとって放牧管理を改善させる。(2) 契約にない内容、または不合理的な負担を拒否する権利を持つ。(3) 組内においては、収入益を合理的に管理する権利を持つ。(4) 採算完了の

のち、規定指標値の上納分以上の剰余家畜は批准をへて処理できる。(5) 必ず生産大隊の統一的な指導や指揮に従う。(6) 必ず国家の任務を遂行し、規定の税金額を上納する⁽²³⁾。

翌10月、ホルチン右翼前旗人民政府より「家畜群全面請負制度に関する試行規定」が公布された。その主要な内容は次の通りである。

(1) 家畜群の全面請負制は、家畜などの主要な生産手段の集団所有と労働に応じて収益分配する原則の下で、生産大隊と生産隊は集団所有の家畜を群単位で組または戸で請負わせて経営させることを指す。生産大隊と生産隊からは労働点数の統計はなく生産コストへの投資もなしで、請負者は家畜頭数とその価値を確保し、増加させて、国家に売出しする。そのほかの剰余分は、請負者の組または牧民戸に帰する（第一条）。

(2) 家畜群の経営各戸請負は、組または牧民戸が管理する一つの家畜群を単位に請負が行われる。その際に、労働力と人口ごとに家畜を平均的に分配して「単幹」させるのではなく、組または牧民戸の労働力を中心にしたうえで人口状況を参考にして、組または牧民戸に家畜群を合理的に請け負わせ、基本的には従来の家畜群の構成や規模を維持させる（第二条）。

(3) 家畜の頭数と価値及び一定の増加率を確保する。人民公社や生産隊の具体的な状況をもとに、家畜の種類及び畜産品の生産量など最近三年間の牧畜業生産の実際収入と結合させて、人民公社牧民大会において議論を行い、生産大隊の同意を経て、人民公社の批准を得る。各項目の請負指標値が確定されたあと、集団側と請負側との間に契約が結ばれ、一年に一回の精算が行われる（第三条）。

(4) 生産大隊と生産隊の貯蓄として、請負側から管理費、草原建設費などの「提留」⁽²⁴⁾を受け取る（第四条）。

(5) 国家によって徴収される牧畜業税と家畜、畜産品の買い上げの業務は、請負側が負担する。家畜の売出しは、必ず生産大隊と生産隊の許可をえなければならない。仮に生産大隊と生産隊の許可を得ない場合、その売

(23) 烏蘭毛都公社管委會「關於畜群大包幹責任制暫定弁法」（1982年9月30日）科右前旗檔案館 69-1-9。

(24) 1980・90年代において、中国の農牧業地域の生産大隊または生産隊から農牧民に対し、公共積立金、公益費、管理費として徴収する費用を指す

出した家畜の数量によって罰金がとられ、また請負の家畜の群れを回収し、その法的責任を追及する（第六条）。

(6) 生産大隊と生産隊の統一的な配置により、家畜群の構成や放牧方式が定められる。また、ほかの組または牧民戸の放牧地において破壊的な放牧を行う者に対し、その放牧の時間と破壊程度によって賠償させる（第八条）⁽²⁵⁾。

1982年の時点では、オランモード人民公社全体の50%を占める牧畜業生産隊の179家畜群（内訳は144の羊群、21の牛群、14の馬群）において当該責任制を実施するようになった。全面請負制が実施された家畜群の中で水準以上に繁殖したのは134であり、全体の74.5%を占めた。生産は並であったのは20の家畜群であり、全体の13.5%を占め、減産したのは25の家畜群であり、全体の12%を占めた⁽²⁶⁾。

これに対し、全面請負制の修正、改善の諸意見や提案が提起され、この修正された全面請負制が実施されたが、長期間にわたって行われてきた人民公社の統一的採算、統一的分配の枠組みに止まったことにより、家畜の所有権と経営権が結び付けられていなかったため、牧民の牧畜業に従事することの積極性が十分に発揮されなかった。

実例を挙げれば、オランモード人民公社では牧畜業における全面請負制の実施により、一般牧民の牧畜業生産に対する積極性が発揮され、牧畜業生産は発展し、一般牧民の生活水準も向上した。他方では、同様に指標値が高過ぎたことによる目標不達成の問題、放牧地の開墾や破壊の問題が生じていた。これに対しては、ホルチン右翼前旗とオランモード人民公社の連合調査組による調査がおこなわれたうえで、牧畜業生産における全面請負制の修正や改善が進められた。しかし、従来の人民公社の枠組みに縛られたことにより、その役割には限界があり、オランモード人民公社の家畜総数は1977年には26万1083頭であったが、1983年になっても29万178頭の微増に止まった⁽²⁷⁾。

(25) 科右前旗人民政府「畜群大包幹責任的試行規定」（1982年10月26日）科右前旗檔案館2-4-71。

(26) 旗・社両級調査組「烏蘭毛都公社牧業生産責任制的調査報告」（1982年9月11日）科右前旗檔案館67-1-134。

(27) 図雅主編『科尔沁文化摇篮——烏蘭毛都草原』遠方出版社、2012年、90頁。

このような背景のもとで、1984年より内モンゴルの牧畜業においては「放牧地と家畜の請負制」が導入されるのである。

(三)「放牧地と家畜の請負制」の実施とその問題

「放牧地と家畜の請負制」とは、「家畜に価格を付けて、各牧民戸に請け負わせる」制度と「放牧地を公有化させ、請け負わせて経営させる」方法の総称である。「家畜に価格を付けて、各牧民戸に請け負わせる」制度とは、集団の家畜に価格が付けられ、牧民個人に請け負わせて、一定の期間で付けられた金額を返還させるものである。その付けられた価格は、一般的に市場価格より安く、また地域によって異なり、返還期間は一般的に5年、7年、10年、15年である。「放牧地を公有化させ、請け負わせて経営させる」方法とは、末端単位や牧民個人に放牧地を使用させる時に、旗県級の人民政府より放牧地使用証が発行される。そのうえで、草原管理委員会が設けられ、草原管理公約が制定され、国家、集団と個人の権利及び義務が明確化され、合理的な草原管理制度をつくることを指す⁽²⁸⁾。

1983年、内モンゴルの牧畜業地域においてこの「放牧地と家畜の請負制」が実施された。1984年に内モンゴル自治区全体の3313ガチャーのうちの2958のガチャー（全体の89.3%を占める）において当該制度が実施された。さらに、1985年8月の統計によれば、内モンゴル全体の95%を占める1591.3万頭の家畜には10.95元の価格付けられ、156.42万戸の牧民に請け負わせた。そのうち、返還された金額は2.4億元であり、全体の22%を占めた⁽²⁹⁾。「放牧地と家畜の請負制」は、家畜群経営及び牧民の分散的居住などの特徴に基づき、家畜と草原を基盤に管理する新しい経営管理の形式であり、牧民・家畜・草原と責任・権利・利益を結び付けた制度である。同時に、最初の牧民に自主経営を行わせた制度であり、牧畜業地域の生産力のレベルに適応したものであり、牧民の積極性を発揮させ、牧畜業生産を発展に以下のようないくつかの役割を果たした。

第一に、「放牧地と家畜の請負制」の実施によって、一般牧民の牧畜業

(28) 内モンゴル自治区畜牧業庁修志編史委員会編著『内蒙古畜牧業発展史』内蒙古人民出版社、2000年、243頁。

(29) 同上。

生産の将来に関する考えの問題が解決された。「放牧地と家畜の請負制」実施以前の全面請負制の請負期間は一般的に3～5年であったため、請負期間満了後の行方について不明確であり、将来については安心できなかった。「放牧地と家畜の請負制」の実施により、将来に対する懸念がなくなり、牧民に牧畜業を発展させる意欲が生まれ、それにより牧畜業生産が発展した。

第二に、「放牧地と家畜の請負制」の実施は、集団所有家畜と自己所有家畜（「自留家畜」）と間の矛盾を解決し、それによって家畜の飼育と管理が改善された。全面請負制が実施された時、請け負った家畜と自己所有家畜がともに飼育、経営される「公私家畜の共同放牧」の管理において、良い家畜は牧民個人の「私有」のものとされ、良くない家畜は集団所有の「公有」とされた。その結果、「私有」家畜の増加が速くなり、集団所有家畜の増加が遅くなるという混乱状態に陥った。「放牧地と家畜の請負制」が実施された後、管理経営と経営利益が一致し、経営管理の向上がなされ、牧畜業生産が発展した⁽³⁰⁾。

第三に、草原の建設に有利となった。放牧地である草原は、牧畜業発展に不可欠の重要な生産手段である。「放牧地と家畜の請負制」が実施される以前の全面的請負制の実施により、家畜の平均主義（「大鍋飯」）の問題が解決されたが、草原利用面における平均主義の問題は解決されず、家畜の増加の一方で草原の退化の問題が生じた。「放牧地と家畜の請負制」の実施により、牧民は家畜の所有者になると同時に、草原の所有者にもなった。すなわち、牧民は家畜経営の主導権を得たとともに、草原の管理、利用、建設の主導権も得られたのである⁽³¹⁾。

第四に、牧畜業生産の専門化と畜産品の商品化に有益となった。「放牧地と家畜の請負制」の実施により、牧民は牧畜業生産の主導権だけではなく、家畜の処理の権利ももつようになり、自己の生産能力、条件、経済効果などを考慮して、家畜の種類や数量を決められるようになった。さらに、

(30) 実例を挙げれば、イフジョー盟オトグ旗のボロホショー生産大隊の仔畜育成率は90%以上であり、仔畜死亡率は約1%であった。

(31) 例えば、イフジョー盟の場合、「放牧地と家畜の請負制」が実施されたのちの一年間、牧民の建設した家庭人工的草刈り場（「草庫倫」）は300万畝を超えた。

そのほかにも家畜改良、家畜疫病治療、飼料の耕作や加工、運輸などの産業の経営もできるようになったことは、牧畜業生産の専門化と家畜や畜産品の商品化に有益となった。とくに、家畜と畜産品の商品化が促進された。実例を挙げれば、シリングル盟アバガ旗の1984年の家畜総数は32.5万頭であったが、そのうちの26.8%が商品化された。同様に、オランチャブ盟ダルハンモーミンガン旗ダブシラト生産大隊の1984年の家畜総数は1.3万頭であったが、そのうちの13%が商品化された⁽³²⁾。

その際に、「三つの保証」(元本保持、価値の保持、純増保持)、「三つの固定」(家畜群の固定、放牧地の固定、畜舎の固定)が執行され、請け負う期間は三年であり、一年に一回の採算が行なわれる。請負者の労働点数は生産隊より集計せず、すべてのコストは生産隊からは投資せず、請負組が負担し、畜産品の収入は請負組によって所有される。牧畜業税と家畜、畜産品の買い上げ業務は、各々請負組により完了させる。役畜と羊の分娩補助用の用具以外の生産用具は価格を決めて請負組に請け負わせ、その用具の価格金は3~5年内に返還させる。役畜は価格を決めて請負組に使用させ、損失した場合に賠償させる。役畜が老弱の場合には交換可能であり、羊の分娩(「接羔場」)に対し適切な減価償却費を払わせる。家畜の防疫は、集団により統一的に行なわれ、そのコストは請負者に負担させる⁽³³⁾。

全面請負制は、1981年10月からオランモド人民公社のアーリンイへ生産大隊とオランモド生産大隊において試験的に実施された。1982年9月、オランモド人民公社管理委員会による独自の「家畜群の全面請負制暫定方法」が作成された。その主な内容を以下のようにまとめることができる。

第一に、請負原則。①家畜群、放牧地、土地などの生産手段の所有権は集団に属し、売買、転売、貸出、廃止はいずれも禁止である。②組、牧民戸に請負わせる際に、従来の家畜群の規模と頭数を維持し、人口や労働力に平均的に分配してはならない。請負は、牧民大会において民主的議論を経て、生産大隊の批准を得てから達成できる。③請負組は、構成員の志願のもとで組として組織される。④家畜の売出し権利は、生産大隊や牧場に

(32) 内蒙古党委政策研究室編『内蒙古自治区農村牧区社会経済典型調査材料彙編(内部材料)』(上冊)、1985年、30頁。

(33) 同上。

あり、生産大隊や牧場の許可なしで家畜を売出した場合、賠償させるかまた法的責任を追及する。

第二に、具体的な請負方法。(1) 組また牧民戸の請負は、一つの家畜群に限られ、家畜の増加率などの指標値が達成されたのちのすべての畜産品は請負者に帰し、超過した部分の家畜も請負者に帰する。同時に、すべてのコストは請負者が負担する。生産大隊や牧場からは、請負者に固定した家畜群、畜舎、放牧地などを提供し、一定の指標値を持った契約を結ぶ。一般的契約期間は3年であり、1年に1回の採算を行なって、人民公社管理委員会の批准をへて、次の年の契約を結ぶことになる。また、採算ののちの契約の際に、不合理的な指標値に対する調整も可能であった。(2) 小型家畜群の規模は700~800頭であり、定員労働力は4~5人である。牛群、馬群の場合は180頭まで、定員労働力は3~4人である。(3) 自食、損失、売出しの比率は、請負った家畜頭数をもとに、自食は7%、売出しは8%、損失は5%といった基本基準(羊群)にて契約書に書き込む。(4) 家畜の改良も生産大隊の統一的計画のもとで行なわれる。(5) 請負者は、一定の比率の増加家畜を生産大隊に上納する。その上納比率は、地元家畜群の場合4-7%であり、改良された家畜群の場合5-8%であった。(6) 生産大隊、牧場は、規定の比率の増加家畜を徴収するほか、衛生、教育などの公共事業のための公益金、管理費、草原建設費も徴収する。とくに草原建設費は集団所有の家畜であるか、自家所有家畜であるかを問わず、一律に家畜頭数に基づいて徴収する。

第三に、請負組の義務。(1) 増産の措置をとって放牧管理を改善させる。(2) 契約にない内容、または不合理的な負担を拒否する権利を持つ。(3) 組内においては、収入益を合理的に管理する権利を持つ。(4) 採算完了ののち、規定指標値の上納分以上の剰余家畜は批准をへて処理できる。(5) 必ず生産大隊の統一的な指導や指揮に従う。(6) 必ず国家の任務を遂行し、規定の税金額を上納する⁽³⁴⁾。

翌10月、ホルチン右翼前旗人民政府より「家畜群全面請負制度に関する試行規定」が公布された。その主要な内容は次の通りである。

(34) 烏蘭毛都公社管委會「關於畜群大包幹責任制暫定弁法」(1982年9月30日) 科右前旗檔案館 69-1-9。

(1) 家畜群の全面請負制は、家畜などの主要な生産手段の集団所有と労働に応じて収益分配する原則の下で、生産大隊と生産隊は集団所有の家畜を群単位で組または戸で請負わせて経営させることを指す。生産大隊と生産隊からは労働点数の統計はなく生産コストへの投資もなしで、請負者は家畜頭数とその価値を確保し、増加させて、国家に売出しする。そのほかの剰余分は、請負者の組または牧民戸に帰する（第一条）。

(2) 家畜群の経営各戸請負は、組または牧民戸が管理する一つの家畜群を単位に請負が行われる。その際に、労働力と人口ごとに家畜を平均的に分配して「単幹」させるのではなく、組または牧民戸の労働力を中心にしたうえで人口状況を参考にして、組または牧民戸に家畜群を合理的に請け負わせ、基本的には従来の家畜群の構成や規模を維持させる（第二条）。

(3) 家畜の頭数と価値及び一定の増加率を確保する。人民公社や生産隊の具体的な状況をもとに、家畜の種類及び畜産品の生産量など最近三年間の牧畜業生産の実際収入と結合させて、人民公社牧民大会において議論を行い、生産大隊の同意を経て、人民公社の批准を得る。各項目の請負指標値が確定されたあと、集団側と請負側との間に契約が結ばれ、一年に一回の精算が行われる（第三条）。

(4) 生産大隊と生産隊の貯蓄として、請負側から管理費、草原建設費などの「提留」⁽³⁵⁾を受け取る（第四条）。

(5) 国家によって徴収される牧畜業税と家畜、畜産品の買い上げの業務は、請負側が負担する。家畜の売出しは、必ず生産大隊と生産隊の許可をえなければならない。仮に生産大隊と生産隊の許可を得ない場合、その売出した家畜の数量によって罰金がとられ、また請負の家畜の群れを回収し、その法的責任を追及する（第六条）。

(6) 生産大隊と生産隊の統一的な配置により、家畜群の構成や放牧方式が定められる。また、ほかの組または牧民戸の放牧地において破壊的な放牧を行う者に対し、その放牧の時間と破壊程度によって賠償させる（第八条）⁽³⁶⁾。

(35) 1980・90年代において、中国の農牧業地域の生産大隊または生産隊から農牧民に対し、公共積立金、公益費、管理費として徴収する費用を指す。

(36) 科右前旗人民政府「畜群大包幹責任的試行規定」（1982年10月26日）科右前旗檔案館2-4-71。

1982年の時点では、オランモード人民公社全体の50%を占める牧畜業生産隊の179家畜群（内訳は144の羊群、21の牛群、14の馬群）において当該責任制を実施するようになった。全面請負制が実施された家畜群の中で水準以上に繁殖したのは134であり、全体の74.5%を占めた。生産は並であったのは20の家畜群であり、全体の13.5%を占め、減産したのは25の家畜群であり、全体の12%を占めた⁽³⁷⁾。

「放牧地と家畜の請負制」の実施により、牧畜業生産が発展しただけではなく、牧民の収入が増加し、牧民の生活水準も向上し、さらに草原も合理的に利用、保護、建設された。内モンゴルの牧畜業地域全体からみても、牧畜業生産が発展した。内モンゴル党委政策研究室の調査によれば、1984年の内モンゴル自治区の食肉と羊毛の生産量は、1978年に比べそれぞれ45.9%と89%増加し、家畜と畜産品の商品化率も7%向上した。同調査の代表的、典型的な8箇所の調査統計によれば、1984年の牧民の一人あたり平均的収入は、1978年に比べ654元増加した。同様に、内モンゴルの牧畜業地域214戸の牧民を対象にした調査によれば、1984年の一人あたり平均収入は646.79元であり、1978年の219.9元より3倍近く増えた。そのなかで、一人あたり平均収入が500元以上の戸は146戸で全体の68.2%、300～500元の戸は42戸で全体の19.2%を占め、300元以下の戸は26戸で全体の12.2%を占めるのみとなった⁽³⁸⁾。

その一方では、当該制度によって生じた問題も少なくなかった。

第一に、「放牧地と家畜の請負制」の実施による家畜の増加と放牧地の縮小の問題。「改革開放」後の「放牧地と家畜の請負制」などの実施により、内モンゴルの家畜頭数は約3倍に増えた。しかし、一方では、草原の保護と建設が軽視された結果、家畜の増加と放牧地の減少の矛盾が一層深刻となった。とくに、1頭家畜あたりの平均草原面積は減少し、牧畜業生産力が著しく低下した。実例を挙げれば、シリンゴル盟アバガ旗ダブシリト自然村の放牧地350km²のうちの40%が砂漠化、退化し、1畝あたりの放牧地

(37) 旗・社両級調査組「烏蘭毛都公社牧業生産責任制的調査報告」（1982年9月11日）科右前旗檔案館67-1-134。

(38) 内蒙古党委政策研究室「内蒙古自治区農村牧区社会経済典型調査総合報告」前掲『内蒙古自治区農村牧区社会経済典型調査材料彙編〈内部材料〉』（上册）、11-12頁。

の平均草生産量は16.5kgであり、1970年代の草生産量の3分の2、1960年代の草生産量50%に止まった。その結果、1977年の大雪災害の際に家畜総数の3分の2を占める2万4812頭の家畜が損失を受けた。同様に、フルンボイル盟エベンキ族自治旗輝ソムオルチェシ・ガチャーの場合、1983年の大雪災害に遭った際、7509頭家畜のうちの3871頭が損失を受けた⁽³⁹⁾。

第二に、「放牧地と家畜の請負制」の実施による社会サービスの問題。牧畜業生産単位は生産隊から家庭に変わり、牧畜業生産が発展し、生産部門が増加し、生産領域も拡大され、経済活動が一層市場に依存するようになったことによって、豊富な社会サービスが必要となる。しかし、実際上においては以下のような多くの問題が生じていた。

(1) 牧畜業生産のサービス関連機構、組織、人員が少なかった。多くのソム、ガチャーの幹部は、人民公社時期の幹部であり、市場化や商品生産の需要に適応できなかった。他方では、牧畜業技術の推進、機械の修理及び牧畜、草原、獣医などに関連する組織が設立されていなかった。そのため、牧畜業生産の機械故障の修理ができない、家畜や畜産品の流通や加工の産業機構が足りない、家畜の疫病の防止や治療ができない、家畜の改良ができないなどの諸問題などが生じていた。事例を挙げれば、シリング盟アバガ旗ではボグダオーラ・ソムが設立されたあと、従来の牧畜業と獣医に関係する人員への補助は取り消されたため、かれらは辞職し、家畜の改良や疫病の治療ができなくなった⁽⁴⁰⁾。

(2) 情報不足によって盲目的に生産を行なう問題が生じた。牧畜業地域においては、商業関連機構が少なく、商業情報が不足していたことにより、畜産品の価格も把握できず、低価格で畜産品を売り出してしまうことがあった。事例を挙げれば、1984年、オランチャブ盟ダルハンモーミンガン旗ダブシラト生産大隊の牧民ドゴル氏は、1枚の牛皮を60円で個人商人に売り出したが、商業部門の買い取り価格より25元安かった⁽⁴¹⁾。

(39) 内蒙古党委政策研究室「内蒙古自治区農村牧区社会経済典型調査総合報告」前掲『内蒙古自治区農村牧区社会経済典型調査材料彙編〈内部材料〉』（上冊）、13-14頁。

(40) 内蒙古党委政策研究室「内蒙古自治区農村牧区社会経済典型調査総合報告」前掲『内蒙古自治区農村牧区社会経済典型調査材料彙編〈内部材料〉』（上冊）、15頁。

(41) 内蒙古党委政策研究室「内蒙古自治区農村牧区社会経済典型調査総合報告」前掲『内蒙古自治区農村牧区社会経済典型調査材料彙編〈内部材料〉』（上冊）、16頁。

第三に、家畜の疫病が蔓延した問題。「放牧地と家畜の請負制」の実施により、家畜の疫病の防止や治療は、牧民自己負担となるうえ、獣医も辞職し牧畜業を経営するようになったため、家畜の疫病が蔓延するようになった。例えば、シリングル盟アバガ旗とバヤンノール盟オラド中旗の場合、過去において既に治療された家畜疫病が再び蔓延し、牧畜業生産を脅かすほどとなった。

第四に、放牧地の請負の問題。「放牧地と家畜の請負制」の実施時、放牧地の区分の際に、従来の習慣にしたがって、居住地を中心に分けたが、伝統的遊牧の場合、境界線なしで遊牧することにより、放牧地をめぐるトラブルが発生しやすい。他方では、多数の家畜を所有する牧民の家畜頭数の増加が速かったことにより、家畜頭数と利用できる放牧地との間に矛盾が生じた。例えば、シリングル盟アバガ旗サルタラ・バグの56戸の牧民のうちの7戸において、居住地付近の放牧地利用をめぐるトラブルが発生した。同様に、バヤンノール盟オラド中旗バインタイ・ソムの牧民は、放牧地の境界線をめぐるトラブルが武闘までに発展し、多数の人が負傷する事件となった⁽⁴²⁾。さらに、ソム領域内に軍隊、ソムなどの行政機関、企業などの家畜群も放牧されることにより、これらの機関と牧民の間の放牧地の使用をめぐる矛盾が生じたのである。その場合、行政機関の家畜群の過度放牧による草原破壊の事例が発生する。

第五に、管理の混乱の問題。「放牧地と家畜の請負制」の実施は、原則的には牧民の経営能力、放牧地の特徴に基づいて、放牧地と家畜の請負が行われた。しかし、實際上、多くの地域の場合では、人口、労働力をもとに家畜の分配や請負が進められ、各牧民戸の所有する家畜の頭数が少ないにもかかわらず種類は多く、牧民の家畜の飼育や経営が困難であるという点も現実に存在した。

一つは、従来の家畜群の種家畜を分散的に放牧させたことにより、家畜品種の改良に不利となった。例えば、バヤンノール盟オラド中旗バヤンタイ・ソムの場合、1958年以来行われてきた羊の品種改良の結果、93.6%の羊の品種が改良された。しかし、そのほかの品種の羊と放牧したことによ

(42) 金貴「要進一步落實和完善“草畜雙承包”責任制」前掲『內蒙古自治區農牧區社會經濟典型調查材料彙編（內部材料）』（上冊）、32頁。

り、羊の改良が退化し、改良された羊の数量も減少した⁽⁴³⁾。

もう一つは、家畜群の規模が小さい一方で家畜品種が多いことにより、労働力が足りなくなった。アラシャン盟アラシャン左旗シリングル・ソムの場合、1984年は所有する家畜2万9917頭を労働力の負担能力で計算し、100の家畜群で200の労働力が妥当であった。しかし、「放牧地と家畜の請負制」の実施により、ソム全体の各牧民戸ごとにいくつかの品種の家畜群をもつようになり、家畜群の数は、1985年に320となり、最適な家畜群数より50%多かった。そのなかで、最大の家畜群は200頭、最少の家畜群は40～50頭で、労働力の使用は300以上であり、労働力の利用率は75%に止まった⁽⁴⁴⁾。

第六に、文化教育事業の遅れの問題。調査によれば、内モンゴル自治区全体の299のソムの中で、文化図書室が設立されたところは2%に止まった。1985年の3つの牧畜業地域のソムを対象にした調査によれば、すべてのソムにおいて文化図書室が設立されていない。また、214戸のうちの14戸だけがテレビをもち、テレビ普及率は6.5%であった⁽⁴⁵⁾。とくに、牧畜業地域における教育が遅れており、小学校教育においては学校が少ない、校舎が足りない、教員が足りない、児童の入学率が少ない、学費が高く（年間最少で200元）牧民の負担が重かったなどの諸要因により、新たな世代の文盲が現われた。

シリングル盟アバガ旗を実例にすれば、1985年の調査によれば、牧畜業地域であるアバガ旗には27の中小学校があり、教員は536人（うち、高校・中学校教員178人、小学校教員358人）、高校生・中学生は1797人、小学生は4736人であった。当該旗の学校教育における最も深刻な問題は「三低」、すなわち教育の質が低い、大学・専門学校への進学率が低い、児童の入学率が低い、であった。例えば、当該旗では1981～1984年の4年間で大学への進学率はゼロであり、専門学校への進学率も5.4%であり、児童の入学率も1979年の92%から84%に下がった⁽⁴⁶⁾。このような「三低」問題の要因

(43) 同上、31頁。

(44) 同上。

(45) 内蒙古党委政策研究室「内蒙古自治区農村牧区社会経済典型調査総合報告」前掲『内蒙古自治区農村牧区社会経済典型調査材料彙編（内部材料）』（上册）、17頁。

(46) 『阿巴嘎旗進行教育改革的調査』前掲『内蒙古自治区農村牧区社会経済典型調査材料彙編（内

には、以下のいくつかの点が挙げられる。(1)「放牧地と家畜の請負制」実施後、牧民戸の労働力が足りなくなり、在学学生を退学させて放牧業に従事させるようになった。(2) 教員の学歴の問題。旗全体の高校・中学校・小学校の教員の78%は専門的教育を受けていなかった。大学と専門学校以上の学歴の教員は12人であり、全体のわずか2%である。1982年に行なわれた教員試験に合格した者の割合は、小学校教員は58%、中学校教員は80%、高校教員は84%であった。(3) 地域の生活条件の悪さ、子女の入学と進学及び就職などの困難により、1972年時点で30人いた大学・専門学校卒業生の教員が次第にほかの地域へ転出し、1985年の時点では残りは4人であった。(4) 経費不足により、校舎、宿舎、設備が不足していた。また、生産隊の小学校が廃止され、ソムに設立された小学校に通わざるをえなくなり、通学距離が遠くなった、などの原因により、退学する学生が多くなった。(5) 学生の学費と生活費が高かった。小学生一人の一年間の家賃などの生活費だけで150~180元であった⁽⁴⁷⁾。

また、シリングル盟アバガ旗ダブシラト・バグの場合、当該バグにおいては、1972年に2つの小学校が設立されたが、1982年に廃止された。そのため、当該バグの児童は居住地から遠い場所にあるソムに設立された小学校に通わざるを得なかった。その結果、1984年の時点においては、児童106人のうち入学したのは87人で、入学率は82%に止まった。また、16歳以上の青少年264人のうちの102人が文盲であった。同様に、イフジョー盟ボルホショー・バグの児童の入学率は72%であり、50%の青少年は文盲であった⁽⁴⁸⁾。

おわりに

以上、内モンゴルの牧畜業における「改革開放」について検討してきた。本稿の考察により得られたものまとめてみたい。

部材料)』(上冊)、75頁。

(47) 同上、75-76頁。

(48)『錫林高勒蘇木教育情況調査』前掲『内蒙古自治区農村牧区社会経済典型調査材料彙編(内部材料)』(上冊)、173頁。

内モンゴル自治政府樹立以降の社会変動や改革のなかで、内モンゴルの牧畜業の経済的特殊性と特徴が考慮された政策がとられてきた。「文化大革命」終結後、牧畜業における「撥乱反正」がおこなわれ制度面においても「兩定一獎」制度が復興し、実施された。しかし、放牧地の建設、遊牧の物資の供給、指標値の達成などの面において問題が生じた。このような背景のもとで、全面請負制が導入されが、全面請負制の実施においても請負の指標が高すぎ、また平均主義などの様々の問題が発生したことにより、「放牧地と家畜の請負制」実施された。「放牧地と家畜の請負制」実施の効果の面からみれば、確かに牧畜業生産は発展をみせ、牧民の収入が増加し、牧民の生活も向上した。また、当該請負制の実施により、20年あまりも続けられた牧畜業人民公社の体制も解体された。しかし、「放牧地と家畜の請負制」の実施の過程において、管理の混乱、家畜の増加と放牧地退化の矛盾及び学校教育の遅れなどの様々な問題が生じた。

参考文献

〈日本語〉

- 阿部治平（1984）「内モンゴル牧畜業における新スルク制の登場と問題点」『モンゴル研究』第7号，57-87頁。
- 久野重明（1986）「中国の農業と生産責任制」『愛知大学国際問題研究所紀要』第82号，139-177頁。
- 小林弘二（1997）『二〇世紀の農民革命と共産主義運動——中国における農業集団化政策の生成と瓦解——』勁草書房，1997年。
- 佐々木隆（1991）「中国における農業改革と地域社会」『信州大学農学部紀要』第28巻第1号，1-14頁。
- 朱雁・伊藤忠雄（1993）「生産責任制下における中国農業の経営的变化とその規定要因について」『農林業問題研究 29(Supplement2)』65-68頁。
- 仁欽（2014）「フルンボイル盟牧畜業地域における『四清運動』に関する考察」《中国研究月報》，第68巻第12号，2014年，13-27頁。
- （2015）「フルンボイル盟牧畜業地域における民主改革に関する一考察」『愛知大学国際問題研究所紀要』第145号，2015年，117-142頁。

- 2016「『三不兩利』政策の歴史的背景の検討」『中国研究論叢』第16号, 2016年, 23-40頁。
- 2017 (a)「『文化大革命』における内モンゴルの牧畜業の実態の検討」『日本とモンゴル』第51巻第2号, 2017年, 130-145頁。
- 2017 (b)「内モンゴルの民族活動における『**撥乱反正**』の検討」『国際問題研究所紀要』第149号, 2017年, 123-158頁。
- 2017 (c)「内モンゴルの牧畜業における「**撥乱反正**」に関する考察」『国際問題研究所紀要』第150号, 2017年, 127-152頁。
- 春原亘(1988)「生産責任制と農業生産発展の実態--桃源県の調査結果から」『中国研究月報』1988年2月号, 1-18頁。
- リンチン (2008a)「内モンゴルの牧畜業の社会主義的改造の再検討」『アジア経済』第49巻第12号, 2008年, 2-23頁。
- (2008b)「内モンゴルの牧畜業における『三面校旗』政策に関する考察」『中国研究月報』第62巻第2号, 2008年, 20-39頁
- 2010——「内モンゴルの牧畜業地域における人民公社化政策の分析」《言語・地域文化研究》第16号, 2010年, 49-67頁。

〈漢語〉

- 敖登托娅・烏斯 (2004)「内蒙古草原所有制和生態環境建設問題」『内蒙古社会科学』2004年第4期, 124-127頁。
- 艾雲航 (1995)「深化牧区改革加快草原畜牧業發展——内蒙古牧区改革与發展調查」『北方經濟』1995年第5期, 11-14頁。
- 陳緒林 (2004)「人民公社模式失敗要因探析」『蕪湖職業技術学院学報』2004年第1期14-15頁。
- 鄂雲龍・孫秀民 (1984)「牧業生産責任制の一種新形式——關於新巴尔虎左旗“牲畜作價歸戶”的調查」『内蒙古社会科学』1984年第1期, 82-84頁。
- 盖志毅ほか (2008)「改革開放30年内蒙古牧区政策變遷研究」『内蒙古師範大学』2008年第5期, 28-31頁。
- 郝維民 (1991)『内蒙古自治区史』内蒙古大學出版社, 1991年。

- 浩帆（1987）『内蒙古蒙古民族の社会主義過渡』内蒙古人民出版社，1987年。
- 郝玉峰「烏蘭夫与三千孤兒」内蒙古烏蘭夫研究会『烏蘭夫与三千孤兒』中共党史出版社、1997年。
- 科右前旗人民政府「畜群大包幹責任的試行規定」（1982年10月26日）科右前旗檔案館2-4-71。
- 科右前旗落實草原“三權”試点工作組「關於烏蘭毛都人民公社落實試点工作的總結報告」（1983年7月10日）科右前旗檔案館67-1-146]。
- 蔣勵（2002）「人民公社：中国農村經濟組織制度上教訓深刻一頁」『學術研究』2002年第10期，47-51頁。
- 羅必良（1999）「產權制度，“檸檬市場”与人民公社失敗」『南方農村』1999年第4期，4-8頁。
- 李宗海（1984）「牲畜“包幹到戶”生產責任制形式好」『中央民族学院學報』1984年第3期，50-52頁。
- 劉景毓「“牲畜作價歸戶”是牧業生產上的突破——烏蘭毛都蘇木實行“牲畜作價歸戶”責任制的調查報告」『理論研究』1985年第5期，2-7頁。
- 凌志軍（1995）『歷史不在徘徊』人民出版社，1995年。
- 林蔚然・鄭広智（1990）『内蒙古自治区經濟發展史』内蒙古人民出版社，1990年。
- 内蒙古自治区革命委员会弁公庁「關於認真總結、落實牧区“兩定一獎”制度的通知」〈内革发【1979】164号〉（1979年6月26日）。
- 内蒙古自治区畜牧業庁修志編史委员会編著『内蒙古畜牧業發展史』内蒙古人民出版社、2000年。
- 内蒙古党委政策研究室、内蒙古自治区農業委员会編印『内蒙古畜牧業文献資料選編』第七卷、呼和浩特、1987年。
- 内蒙古党委政策研究室編『内蒙古自治区農村牧区社会經濟典型調查材料彙編』（上册）、1985年。
- 旗・社兩級調查組「烏蘭毛都公社牧業生產責任制的調查報告」（1982年9月11日）科右前旗檔案館67-1-134。
- 図雅主編『科尔沁文化搖籃——烏蘭毛都草原』遠方出版社、2012年。
- 「烏蘭毛都人民公社生產隊生產責任制情況」（1980年）科右前旗檔案館67-1-107。

国研紀要153 (2019.2)

烏蘭毛都公社管委會「關於畜群大包幹責任制暫定弁法」(1982年9月30日)
科右前旗檔案館69-1-9。

王鐸『五十春秋：我做民族工作的經歷』內蒙古人民出版社、1992年。

中共內蒙古自治區黨委黨史研究室編『六十年代國民經濟調整（內蒙古卷）』
中共黨史出版社、

2001年。

扎那「建設繁榮昌盛的內蒙古、大力發展牧畜業生產」中國共產黨中央委員會
『紅旗』1984年第18期。

[附記]

本稿は、中国国家民族委員会民族研究プロジェクト「改革開放四十年内
蒙古牧区工作成功經驗研究」(2018-GMB-007) の研究成果の一部である。

改革开放初期的内蒙古牧区社会探讨

中国共产党的十一届三中全会以后，内蒙古牧区进入了新的历史性变革时期，在牧区推行了“草畜双承包”等畜牧业生产责任制，牧区社会发生了巨大的变化。本文运用相关的档案史料和调查资料等，探讨实施生产承包责任制之后的内蒙古牧区社会的生产、牧民生活有了哪些变化，在其过程中哪些问题，以期弥补这一研究领域的缺憾。